

令和4年度（2022年度）在宅医療提供体制強化事業費補助金交付要綱

（通 則）

- 1 令和4年度（2022年度）在宅医療提供体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）は、医療介護総合確保促進法による令和4年度（2022年度）北海道計画に基づき、予算の範囲内において交付するものとし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目 的）

- 2 この補助金は、「在宅医療提供体制強化事業実施要綱」（令和4年（2022年）4月1日付け地医第2917号北海道保健福祉部長通知）に基づき、在宅医療を担う医師の養成並びに24時間の在宅医療提供体制の構築、訪問診療等に使用する医療機器等の整備、在宅医療の推進に向けた市町村の取組、在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した情報共有などを通じ、地域における在宅医療の提供体制を強化することを目的とする。

（補助事業者及び補助事業等）

- 3 この補助金の補助事業者及び補助事業は、次のとおりとする。

（1）在宅医療グループ診療運営事業

医療機関、郡市医師会及び市町村（介護保険の地域支援事業「在宅医療・介護連携推進事業（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」を実施する市町村に限る。次号において同じ）が行う在宅医療グループ診療運営事業

（2）在宅医療体制支援事業

医療機関、郡市医師会及び市町村が在宅医療を担う医療機関の少ない地域において行う在宅医療体制支援事業

（3）在宅医療推進事業

市町村が行う在宅医療推進事業

（4）訪問診療用ポータブル機器等整備事業

医療機関及び郡市医師会が行う訪問診療用ポータブル機器等整備事業

（5）在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業

病院又は診療所の開設者、医師会、市町村その他知事が認める者が行う在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業

なお、病院、診療所、助産所、薬局又は訪問看護ステーション等の患者に対し直接医療を提供する事業者及び老人福祉法又は介護保険法等に基づき高齢者福祉サービス事業を行う事業者が行う在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業に対して、病院の開設者、医師会又は市町村その他知事が認める者が補助する事業であって、次の基準を満たす場合は、病院の開設者、医師会又は市町村その他知事が認める者が補助する事業（以下「間接補助事業」という。）に対して予算の範囲内で補助する。

ア 地域設定

原則として、二次医療圏の範囲内における事業であること。ただし、二次医療圏の範囲を超える事業については、二次医療圏の範囲内における事業に要する経費のみを補助する。

イ 安全管理

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.1版」（令和3年1月 厚生労働省）に準拠したシステムを導入する事業であること。

（6）在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー事業

病院又は診療所の開設者、医師会、市町村その他知事が認める者が行う在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー事業

なお、申請は、在宅医療多職種連携ICTネットワークシステム導入の前年度から導入年度の次年度までのうち2年間を上限として対象とする。

(補助対象経費)

4 この補助金の対象経費は、5 (1) ~ (6) の表に掲げる経費とする。

なお、在宅医療グループ診療運営事業において、医療機関（在宅療養支援病院または在宅療養支援診療所を除く）が補助事業者となる場合は、小児の在宅医療に係る経費のみ補助対象経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、それぞれについて算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 在宅医療グループ診療運営事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10分の10を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認める額	副主治医・調整担当者の人件費・活動経費、代診医・後方病床に支払う協力金など在宅医療グループ診療の運営に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(2) 在宅医療体制支援事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10分の10を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認める額	調整担当者の人件費・活動経費、代診医・後方病床に支払う協力金、遠隔地の訪問診療に要する経費など、在宅医療の体制支援に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(3) 在宅医療推進事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認める額	在宅医療の推進に資する取組に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金

(4) 訪問診療用ポータブル機器等整備事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認める額	訪問診療用のポータブル機器等の整備に必要な次に掲げる経費 備品購入費

(5) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認める額 なお、同一の申請者がネットワークに参加する複数の病院又は診療所について申請する場合は、ネットワークに参加する病院又は診療所の数に、基準額を乗じた額の合計とする。	在宅医療多職種連携ICTネットワークの構築に必要な次に掲げる経費 委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし補助対象者の施設内のみの情報システムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費又は、地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金で対象となる経費を除く。）
3(5)なお書き以下の事業を行う場合は、基準額に、ネットワーク参加機関数を乗じた額とする。	上記の経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費

(6) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー事業

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に10分の10を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事が必要と認める額	地域にふさわしい継続性のあるネットワークの導入に向けて、ICTの専門家からコンサルティングを受けるのに必要な次に掲げる経費 委託料、報酬、報償費（謝金）、旅費

(交付申請)

6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しな

なければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 事業計画書（保福第1の2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- (3) 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- (4) 事業予算書（保福第1の20号様式）
- (5) 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
- (6) 事業計画書（保福第33号様式）（3(5)の事業に限る。）
- (7) 補助事業所要額明細書（保福第344号様式）（3(6)の事業に限る。）
- (8) 別に指示する様式

（交付の条件）

7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税

額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- (11) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

- (12) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (14) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の価格が50万円（地方公共団体以外の団体にあっては30万円）以上の機械、器具等については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- (15) 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (16) 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (17) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) 補助事業等を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど知事が行う契約手続に準拠しなければならない。
- (19) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ ア～エまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(20) 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(21) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(22) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(23) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(24) 事業を実施する者は、市町村や道が実施する関連施策に協力するとともに、地域における在宅医療サービスの充実に努めるものとする。

注1 補助事業者等が補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、(10)及び(11)を削除する。

2 間接補助事業等の場合は、(10)及び(11)を次のように変更して記載する。

(10) 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(11) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

3 間接補助事業の場合は、次の条件を付す。

(25) 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければならない。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとする。

なお、この場合において、「知事」とあるのは「市町村長」、「病院の開設者」、「医師会」又は「その他知事が認める者」と、(14)中「50万円（地方公共団体以外の団体にあつては30万円）」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。

また、補助金の概算払を受けたときは、遅滞なく事業実施者に補助金の支払を行わなければならない。

(補助金の交付)

8 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、知事は、3の(1)～(3)について、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金の概算払)

9 補助事業者等は、補助金の概算払を受けようとするときは、その都度、補助金等概算払申請書（保福第1の26号様式）に最新の資金収支計画書を添えて、知事に申請することができるものとする。

なお、資金収支計画書は四半期ごとに提出することとする。

(概算払の決定等)

10 9の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、同条の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

(変更申請手続)

11 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

12 この補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に告示に定める次の書類を添付して、当該補助事業等完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(1) 実績報告書（保福第1の2号様式）

(2) 補助金等精算書（保福第1の30号様式）

(3) 事業精算書（保福第1の31号様式）

(4) 事業実績書（保福第33号様式）（3(5)の事業に限る。）

(5) 補助事業実績額明細書（保福第344号様式）（3(6)の事業に限る。）

(6) 別に指示する様式